平成２８年（フ）第２６６号
大阪府和泉市のぞみ野１丁目９番１号
債務者　伊村　忠子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目13番34号
債務者　西野　　文（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
大阪府貝塚市南町31番14号、前住所大阪府豊中市螢池西町１丁目23番45号
債務者　松島　孝一
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
大阪府泉南市新家3394番地の１サンピア泉南703号
債務者　柘植　清治
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
大阪府泉佐野市日根野1390番地の７
債務者　松本　就成
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６５号
大阪府泉大津市東助松町２－１－３（前住所）
堺市西区浜寺船尾町東４丁27―302号室、住民票上の住所大阪府高石市高師浜２丁目７番23号
債務者　八切ちゑ子（旧姓幸津・石原）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
大阪府阪南市尾崎町８丁目15番７号
債務者　原　サナヱ
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
大阪府貝塚市石才145番地ライフコート貝塚205号、前住所大阪府貝塚市浦田100番地エバンタイユ22―201号（前々住所）大阪府貝塚市二色４丁目４番13号
債務者　園田眞一郎
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２３５号
大阪市東淀川区相川２丁目９番７号
債務者　橋本　良人
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９０号
大阪府大東市南新田１丁目９番201号
債務者　永尾イク子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７６号
大阪市平野区平野宮町２丁目９番５号　ＮＳハイツ宮町105号
債務者　下村　博文
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１号
北海道亀田郡七飯町字西大沼227番地
債務者　友染　　治
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６１４号
埼玉県川口市宮町14番１号　シティハイムラメール202号、旧住所埼玉県川口市飯塚３丁目８番19号　ピースフルハイツ302号
債務者　細田　知恵
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７９７号
埼玉県朝霞市栄町５丁目６番13号、住民票上の住所群馬県館林市高根町1000番地の367
債務者　山下こと　兪　　哲守
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８０７号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1636番地１コーポ北山Ｃ202号
債務者　酒井みどり
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８１８号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―508号
債務者　笠井　潤二
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８１９号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―508号
債務者　笠井　潔子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係